

経営相談 Q & A

特許権や営業秘密等の知財戦略の相談窓口について

Q

当社は機械装置を製造する中小企業です。開発した装置のアイデアや製造ノウハウなどについて、特許を出願して権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿するほうがいいのか迷っています。適切な保護の方法を検討するにあたり、相談窓口などがあれば教えていただけますか？

A

1. 公の相談窓口について

近年、企業における知財（知的財産）戦略の重要性はますます高まっており、特許と営業秘密を組み合わせた知財の総合的な活用が求められています。そうした中、国でも中小企業等を対象にした営業秘密・知財戦略の相談窓口整備を進めています（図表1）。

まず全国47都道府県（57か所）に、中小企業等のアイデア段階から事業展開までの知財に関する悩みや相談をワンストップで受け付ける「知財総合支援窓口」が設置されています。さらに、より高度な営業秘密管理や知財戦略に関する相談に弁護士等の専門家が応じるINPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の「営業秘密・知財戦略相談窓口」が東京に設置されています。

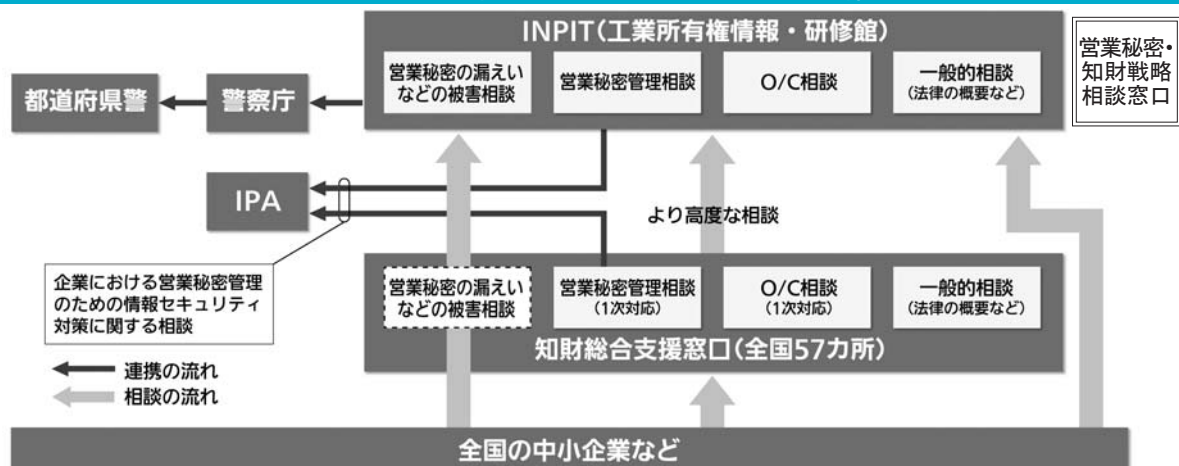
最初の1次対応窓口として前者の「知財総合支援窓口」が想定されており、より高度で専門的な相談は後者の「営業秘密・知財戦略相談窓口」が担当します。なお、いずれも利用は無料です。

2. 特許権と営業秘密のメリット・デメリット

新しい技術やノウハウが生まれた場合、必ずしも特許を取得すればいいとは限りません。公開して独占的な権利を得るほうがいいと判断できる技術については特許化を検討すればよいですが、ノウハウなど公開した瞬間に模倣される可能性があるものについては営業秘密として秘匿化するという選択肢もありえます。

特許権と営業秘密による保護のメリット・デメリットをまとめたものが図表2です。これらの違いを理解し、開発した技術やノウハウを特許出願

図表1 営業秘密・知財戦略に関する相談体制



O / C 相 談：「特許化」「秘匿化」や、何をオープンにして、何をクローズにするかについての相談
営業秘密管理相談：情報セキュリティなど、営業秘密の管理手法・システムに関する相談
※相談の対応は、事案に応じて、企業OB、弁護士、弁理士などの専門家が行う

（資料）特許庁「とっきよ Vol.20」（平成27年1月25日）に加筆

するか、営業秘密として守るか、あるいは標準技術化を狙ってあえて無償開放を進めるか、などの知財戦略を検討する必要があります。

3. INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口」

前述の通り、より専門的な相談内容に応じるのがINPITの「営業秘密・知財戦略相談窓口」ですので、以下に概要を説明します（詳しくはINPITのホームページを参照してください）。

（1）電話・メールでの相談

電話やメールでの相談は予約なしで受け付けており、連絡先は図表3の通りです。

（2）相談窓口・出張訪問での相談

電話、Web、メールで予約すると、受付後、電話で相談日時等が案内されます。

相談窓口（東京・特許庁庁舎2階）では知的財産戦略アドバイザー又は弁護士が相談に無料で応じます。また出張訪問を希望すると、知的財産戦略アドバイザーが出張訪問し、相談・講演依頼に応じます。全国どこへ出張しても無料です。

（3）相談可能な内容

同窓口で相談可能な内容の例を挙げたものが図表4です。

図表4 INPIT「営業秘密・知財戦略総合窓口」で相談可能な内容の例

- ・権利化／秘匿化戦略、オープン＆クローズ戦略等の知的財産戦略
- ・産業財産権のライセンス契約や秘匿化技術の提供契約の留意事項
- ・営業秘密に関する管理方法・体制（秘密保持契約、社内規程整備等を含む）
- ・営業秘密に関する紛争の留意事項
- ・その他不正競争防止法に関する事項
- ・営業秘密の漏えい・流出被害（要望に応じて警察庁と連携）
- ・情報セキュリティ（要望に応じてIPAと連携） など

（資料）INPIT「営業秘密・知財戦略総合窓口」サイトより作成

また営業秘密の漏洩・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃については、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携した対応がなされます。

4. おわりに

知財を重視する社会の流れの中、国においても中小企業等の知財対策支援に力を入れています。今回ご紹介した無料相談窓口等を活用して知財戦略を検討してみてください。（吉村謙一）

図表2 特許権と営業秘密による保護のメリット・デメリット

	特許権を取得して保護する場合	営業秘密として保護する場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・審査、登録を通じた権利内容の明確化と権利存否の明確化が可能 ・排他的な権利活用からライセンス、パテントプール^{※1}、標準化によるロイヤリティ確保など、幅広い権利活用が可能 ・技術的思想としての「面」での権利保護が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の制限がなく、長期に技術秘匿、製品の差別化などが可能 ・自社の事業戦略の方向性を秘匿可能 ・特許になじまないノウハウなど技術情報も保護が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・出願内容の公開が前提であるため、自社の開発動向を知られたり、模倣品発生の可能性あり ・保護期間が満了した場合、誰でも使用可能になってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術自体の保護による「点」での保護に限定される可能性あり ・他社の独自開発、リバースエンジニアリング^{※2}、特許権取得により、技術独占ができなくなる可能性あり ・適切な管理をしていないと法的保護が受けられない可能性あり

※1…新たな技術を普及させるため、数多くの特許権をメーカーや研究機関が持ち寄り、一括してライセンスを与えていく仕組みのこと。

※2…競合する他社が開発した製品やソフトウェア等を分解・解析し、その原理・製造技術などの情報を獲得して自社製品に応用すること。

（資料）特許庁「とっきよ Vol.20」（平成27年1月25日）に加筆

図表3 営業秘密・知財戦略相談窓口の概要

相談窓口	所在地	連絡先	時間	業務	URL
INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）「営業秘密・知財戦略相談窓口」	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2階	03-3581-1101 （内線3844） メール：trade-secret@inpit.jpo.go.jp	平日9:00～17:45 （受付は17:30まで）	弁護士等を含めた専門家による、より高度な相談	http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html
「知財総合支援窓口」	全国47都道府県の57か所	0570-082100 （全国57か所のうち近くの窓口に自動接続）	平日8:30～17:15 （窓口により異なる場合あり）	営業秘密を含む知財全般の相談	http://chizai-portal.jp/